

# 保育所等整備交付金

(令和3年度予算) 497億円 → (令和4年度予算・令和3年度補正予算(※)) 417億円+430億円(※)

## 【趣 旨】

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育所等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。

(※) 市区町村が作成する保育所等の整備に関する計画(市区町村整備計画)による整備等の実施に必要な経費の一部を支援するため、児童福祉法第56条の4の3に基づく交付金として平成27年度に創設。

## 【対象事業】

- ・ 保育所整備事業
- ・ 認定こども園整備事業(幼稚園型)
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 防音壁整備事業
- ・ 防犯対策強化整備事業

### 《 拡 充 》

- ・ 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のため、大規模修繕の対象事業に感染症対策のための改修(トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等)を新規で追加。(事業費300万円以上のものを対象)【令和4年度予算、令和3年度補正予算】
- ・ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な経費を計上。【令和3年度補正予算】

【実施主体】 市区町村

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等  
(保育所及び認定こども園については公立を除く)

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4

(新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合)

国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4

# 保育対策総合支援事業費補助金

(令和3年度予算：402億円 → 令和4年度予算・令和3年度補正予算(※))：453億円+241億円(※)

## 【事業内容】

- 保育を支える保育人材の確保のため、保育の現場・職業の魅力向上を通じた、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援に総合的に取り組む。
- 地方自治体の待機児童解消に向けた取組を支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による保育の受け皿整備を推進する。
- 医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備や家庭的保育における複数の事業者・連携施設による共同実施の推進等、様々な形での保育の実施を支援するとともに、認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

## 【対象事業】

### I 保育人材確保対策 261億円+48億円(※) (166億円)

- ①保育士・保育所支援センター設置運営事業
- ②保育士資格取得支援事業【拡充】
- ③保育士宿舍借り上げ支援事業
- ④保育体制強化事業【運用改善】
- ⑤保育士養成施設に対する就職促進支援事業
- ⑥保育士試験追加実施支援事業
- ⑦保育補助者雇上強化事業
- ⑧若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業
- ⑨保育人材等就職・交流支援事業
- ⑩保育士修学資金貸付等事業【一部補正】
- ⑪保育所等におけるICT化推進事業【補正】
- ⑫保育士・保育の現場の魅力発信事業

### II 小規模保育等の改修等 146億円+78億円(※) (187億円)

- ①賃貸物件の活用による保育所改修費等支援事業
  - ②小規模保育改修費等支援事業
  - ③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
  - ④認可化移行改修費等支援事業
  - ⑤家庭的保育改修費等支援事業
  - ⑥認可外保育施設改修費等支援事業【運用改善】
  - ⑦都市部における保育所等への賃借料等支援事業
- 【一部補正】

### III その他事業 46億円+115億円(※) (49億円)

- ①民有地マッチング事業
- ②認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業
- ③広域的保育所等利用事業
- ④認可外保育施設の衛生・安全対策事業
- ⑤保育環境改善等事業【拡充・運用改善】【一部補正】
- ⑥保育所等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る支援(保育環境改善等事業)【補正】
- ⑦家庭支援推進保育事業
- ⑧保育所等における要支援児童等対応推進事業
- ⑨3歳児受入れ等連携支援事業
- ⑩保育利用支援事業(予約制)
- ⑪医療的ケア児保育支援事業【拡充】
- ⑫保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業
- ⑬放課後居場所緊急対策事業
- ⑭小規模多機能・放課後児童支援事業
- ⑮新たな待機児童対策提案型事業
- ⑯待機児童対策協議会推進事業

# 保育士・保育所支援センター設置運営事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算：453億円の内数)

## 【主な事業内容】

### ○潜在保育士に対する取組

- ・ 再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供

### ○人材バンク機能等の活用

- ・ 保育所への離職時に保育士・保育所支援センターに登録し、再就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）を実施
- ・ また、新たに保育士登録を行う者に対しても保育士・保育所支援センターへの登録を促し、登録された保育士に対し、就業状況等の現況の確認や就職支援等を行うことにより、潜在保育士の掘り起こしを行う。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

## 【補助基準額】

保育士・保育所支援センター運営費：7,200千円

保育士再就職支援コーディネーター雇上費：4,000千円

※マッチングの実績が年50件以上ある場合、4,000千円（1名分）を加算

※待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの更なる追加配置を支援

復職前研修実施経費：469千円

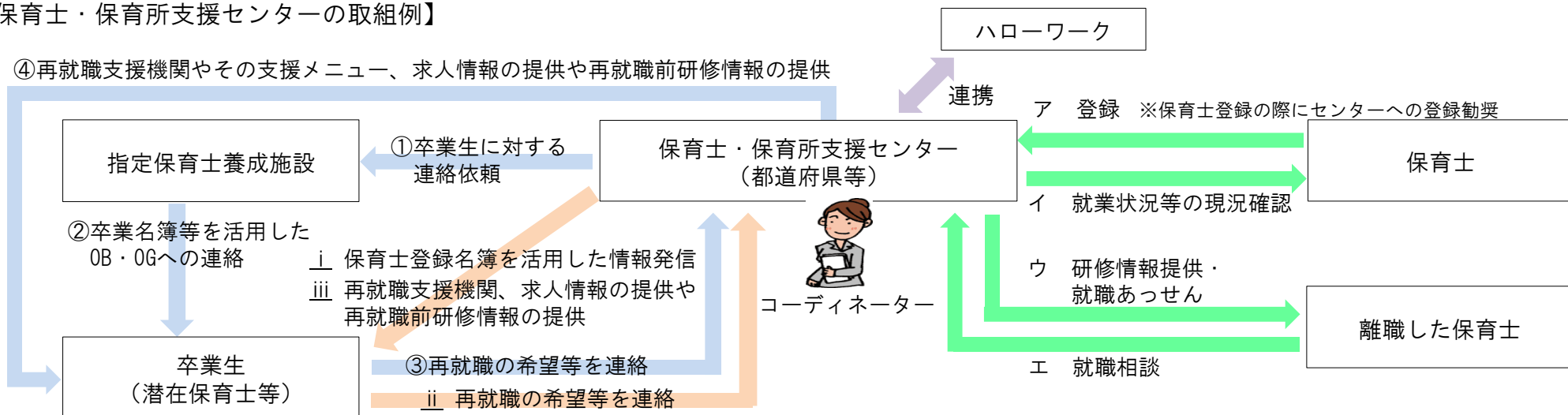
離職した保育士等に対する再就職支援：6,087千円

保育士登録簿を活用した就職促進：3,503千円

マッチングシステム導入費：7,000千円

【補助割合】 国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

## 【保育士・保育所支援センターの取組例】



# 保育士資格取得支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算：453億円の内数)

## 1. 養成校卒業等による資格取得の支援【養成校ルート】

### 【事業内容】

#### ①保育所等保育士資格取得支援事業

・保育所等に勤務する保育従事者が通信制等の養成校を卒業することにより、資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。

#### ②保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業

・幼稚園教諭が養成校での科目履修により資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。

#### ③認可外保育施設保育士資格取得支援事業

・認可外保育施設で勤務する保育従事者が通信制等の養成校を卒業することにより、資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市 【対象者】 常勤職員及び非常勤職員

【支給方法】 資格取得後に一括して支給 【補助基準額】 受講料の1/2（上限300千円）、代替職員経費：1人1日当たり 7.2千円

【補助割合】 国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

## 2. 保育士試験合格による資格取得の支援【試験ルート】

### 【事業内容】

#### ○保育士試験による資格取得支援事業（受験対策学習費用補助事業）

・保育士試験の合格を目指す者に対し、保育士試験のための学習に要した費用の一部を補助することにより、保育士の増加を図る。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【支給対象期間】 保育士試験（筆記試験）から起算して2年前までに要した費用

【補助基準額】 保育士試験受験のための学習に要した経費（教材費等）の1/2（上限150千円）

【補助割合】 国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

### 《拡充》

認可外保育施設指導監督基準への適合を促進するため、「認可外保育施設保育士資格取得支援事業」及び「受験対策学習費用補助事業」について、それぞれ以下の要件を満たした施設に勤務する者、保育士試験合格後に以下の要件を満たした施設で保育士として勤務することが決定した者についても支援対象とする拡充を行う。（本要件による補助の場合は「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている施設であることを要件としない。）

➤要件： 都道府県と市区町村との連名により、以下（1）～（3）の内容を盛り込んだ「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成した施設であること。

（1）市区町村が把握する住民の保育等ニーズに照らし、待機児童の状況や保育時間等の地域に特徴的な保育等ニーズを満たすため、認可施設や事業の整備を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、域内の認可施設等ではまかなうことができない保育等ニーズの受け皿となることが想定される施設であると認める施設である旨

（2）都道府県・市区町村における、指導監督基準を満たすための人的・技術的な支援や国庫補助の活用、計画期間内における市区町村との指導監督の連携について

（3）事業実施期間

※ 本要件による補助は、幼児教育・保育の無償化経過措置が終了する令和6年9月末までに、認可外保育施設指導監督基準への適合を目指す支援計画の対象施設を支援対象とする時限的なものであることに留意（令和6年度予算まで）。

# 保育士宿舎借り上げ支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算：453億円の内数)

## 【事業内容】

保育士確保対策として、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援することによって、保育士が働きやすい環境を整備する。

## 【実施主体】 新子育て安心プランに参加する市区町村

## 【対象者】 採用された日から起算して8年以内の常勤の保育士

※ 直近2か年の1月の職業安定所別の保育士の有効求人倍率が連続して2未満の場合は、採用日から5年以内  
ただし、直近2か年の4月の待機児童数がいずれも50人以上の場合は、当年度に限り8年以内

※ 前年度に事業の対象だった者で引き続き当年度も事業の対象となる場合は、前年度の年数を適用

◀ 見直し ▶

事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、令和3年度に引き続き、対象期間の段階的な見直し(9年→8年)を行う。

## 【補助基準額】

月額82,000円を上限として、市区町村別に一人当たりの月額(上限)の金額を設定

## 【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4



# 保育体制強化事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算：453億円の内数)

## 【事業内容】

清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付け、外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳や、園外活動時の見守り等といった保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。

【実施主体】 市区町村が認めた者

【補助基準額】 1か所当たり 月額100千円

※1 保育支援者が「園外活動時の見守り等」にも取り組む場合 1か所当たり 月額145千円

・勤務時間の上乗せ及び傷害保険加入料を追加

\*保育支援者が、市区町村が認めた交通安全に関する講習会等に参加することを要件とする。

※2 キッズ・ガードに謝金を支払う場合又は園外活動時の見守り等を委託する場合

1か所当たり 月額 45千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県：1／4、市区町村：1／4

国：1／2、市区町村：1／2

【対象施設】 保育所、幼保連携型認定こども園

## 【実施要件】

### 《運用改善》

各施設において、計画的に保育士等の勤務環境の改善等に関する取組が図られるよう、補助要件を見直す。

(現 行) 保育支援者を配置する保育所等は以下のいずれかに該当すること

①保育支援者を配置した月の保育士及び保育士以外の職員が前年同月比で同数以上

②保育支援者を配置した月の児童の定員数に対する保育士（保育士以外の職員）の割合が前年同月比で同割合以上

(見直し後) 保育士の業務負担が軽減される内容や、職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組等を記載した実施計画書を提出すること

# 保育士養成施設に対する就職促進支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算：453億円の内数)

## 【事業内容】

指定保育士養成施設が学生に対して保育所等への就職を促すための取組を実施した結果、保育所等への就職内定率が前年度を上回った割合に応じて、当該取組に要した費用の一部を補助する。

### <取組例>

- ・ 保育士への期待と現実とのギャップ（リアリティショック）に対応するための講座の開講
- ・ 卒業予定者と保育士として現場で活躍する養成校OB・OGとの交流会の開催
- ・ 卒業予定者を対象とした就職説明会 等

## 【実施主体】

都道府県

## 【補助基準額】

指定保育士養成施設における保育所等への就職内定の割合が、前年度の当該施設の就職割合と比較し、2%増加するごとに、1か所当たり年額264千円を補助

## 【補助割合】

国：1/2、都道府県：1/2

# 保育士試験追加実施支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算：453億円の内数)

## 【事業内容】

都道府県及び指定都市が地域限定保育士試験を実施する場合において、円滑に試験が実施されるよう、試験の実施に必要な費用の一部を支援する。

## 【実施主体】

都道府県・指定都市

## 【補助基準額】

地域限定保育士試験の広報に関する費用及び保育実技講習会（※）の実施に必要な費用

（※）保育の表現技術に関する演習及び実習等で構成される講習会で、当該講習会を修了した場合、実技試験が免除されるもの。

## 【補助割合】

国：1／2、都道府県・指定都市：1／2

## <参考：地域限定保育士試験>

「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」（平成27年法律第56号）により、資格取得後3年間は 当該国家戦略特別区域内のみで保育士として働くことができ、4年目以降は全国で働くことができる「地域限定保育士(正式名称：国家戦略特別区域限定保育士)」となるための試験制度。



# 保育補助者雇上強化事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算：453億円の内数)

## 【事業内容】

保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。

## 【実施主体】 市区町村

## 【補助基準額】

定員121人未満の施設：年額 2,328千円 又は 年額 3,104千円 (※)

定員121人以上の施設：年額 4,656千円 又は 年額 6,208千円 (※)

(※) 保育士確保が困難な地域

## 【保育補助者の要件】

保育所等での実習等を修了した者等

## 【補助割合】

国：3/4、都道府県：1/8・市区町村（指定都市・中核市除く）：1/8

国：3/4、市区町村：1/4

### 【市区町村】



補助

### 【保育所】



雇上げ



### 【保育補助者】

保育士の業務負担軽減 ⇒ 離職防止

保育所等において保育士を補助



保育士へのステップアップ

※資格取得支援事業を活用

保育士資格取得



○保育士試験合格

又は

○保育士の養成校を卒業  
(夜間・通信制は3年間)

保育士として  
引き続き勤務



# 若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算：453億円の内数)

## 【事業内容】

保育士の離職防止及び保育所等の勤務環境改善を進めるため、保育所等に勤務する経験年数の短い保育士や保育所等に再就職して間もない保育士、保育事業者及び放課後児童クラブを対象とした巡回相談、働き方改革や魅力ある職場づくり、保育の質の確保・向上のための支援を行う。

- ①若手保育士への巡回支援 : 若手保育士のスキルアップや保護者への適切な対応方法等に関する助言又は指導を行うため、保育所等に対する保育士支援アドバイザーによる巡回相談を実施
- ②保育事業者への巡回支援 : 保育事業者に対し、保育所等における勤務環境の改善に関することや保育の質の向上に関する助言又は指導を行うため、保育事業者支援コンサルタントの配置による巡回相談を実施
- ③放課後児童クラブへの巡回支援 : 放課後児童クラブにおいて、子どもの安全の確保や、子どもの主体的な活動が尊重される質の高い支援に向けた助言・指導等を行うため、放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置による巡回支援を実施
- ④保育士の働き方改革への巡回支援 : 保育士の働き方の見直しや定着管理のマネジメント、多様で柔軟な働き方を選択できる勤務環境の整備などの業務改革に向けた助言又は指導を行うため、保育士働き方改革支援コンサルタントによる巡回相談を実施
- ⑤魅力ある職場づくりに向けた保育 : 保育士の働き方の見直しや業務改善等に関して、保育所等の施設長や主任保育士、中堅の保育士などを対象とした働き方改革の啓発セミナーや実践例を用いた研修会等を開催
- ⑥保育実践充実コーディネーターによる巡回支援 : 保育所の自己評価等の充実により保育の質の確保・向上を図り、働きがいが高められるよう、保育実践充実コーディネーターによる巡回支援を実施
- ⑦地域保育ネットワークを含む協議会の開催 : 公開保育の実施や各施設の実践報告、実践を深めるための協議などを通じ、保育を多角的・多面的に捉え、継続的に保育について対話を重ねていくためのネットワーク会合を開催

【実施主体】 都道府県、市区町村

## 【補助基準額】

- ①～④、⑥ : 1自治体当たり それぞれ4,064千円
- ⑤、⑦ : 1自治体当たり それぞれ1,625千円

## 【補助割合】

国：1／2、都道府県・市区町村：1／2

# 保育人材等就職・交流支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算：453億円の内数)

## ① 保育人材等就職支援事業

### 【事業内容】

就職相談会の開催等による潜在保育士の再就職支援や保育所見学等による新卒保育士の確保、新規採用された保育士への研修による就業継続支援など、市区町村が行う保育人材確保に関する取組に要した費用の一部を補助する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 1自治体当たり 11,668千円

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/2

## ② 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業

### 【事業内容】

保育所等の施設間における人材交流や保育所等への養成校の保育実習の受入れ支援を行うことにより、技能の向上によるキャリアアップ及び保育所等への就職者の増加を図る。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 保育士の実地派遣・人材交流 1人1日当たり 7,220円(代替保育士等雇上費)

実習受入費 1人当たり 10,000円 調整費 1人当たり 4,000円

【補助割合】 国：3/4、市区町村：1/4

# 保育士修学資金貸付等事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数

→ 令和4年度予算・令和3年度補正予算(※)：453億円の内数+31億円(※))

## 【事業内容】

保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

【実施主体】 都道府県・指定都市

【補助割合】 国：9/10、都道府県・指定都市：1/10

## 【貸付事業のメニュー】

### 1. 保育士修学資金貸付

- 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け
- 卒業後、5年間の実務従事により返還を免除

#### ○貸付額(上限)

- ア 学 費 5万円(月額)
- イ 入学準備金 20万円(初回に限る)
- ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る)
- エ 生活費加算 4~5万円程度(月額)

※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る

※貸付期間：最長2年間

### 2. 保育補助者雇上支援

- 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減
- 施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付
- 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除

#### ○保育補助者雇上費貸付額(上限)

295.3万円(年額)

※貸付期間：最長3年間

#### ○保育補助者(短時間勤務)雇上費貸付額(上限)

221.5万円(年額)

※貸付期間：最長3年間

### 3. 未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援

- 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を促進
- 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除

#### ○貸付額(上限) 5.4万円の半額(月額)

※貸付期間：1年間

### 4. 潜在保育士の再就職支援

- 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進
- 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除

#### ○貸付額(上限) 就職準備金 40万円

### 5. 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援

- 保育所等に勤務する未就学児をもつ保育士について、勤務時間(早朝又は夜間)により、自身の子どもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援
- 2年間の勤務により返還を免除

#### ○貸付額(上限) 事業利用料金の半額

※貸付期間：2年間

# 保育所等におけるICT化推進等事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度補正予算：18億円)

## 【事業内容】

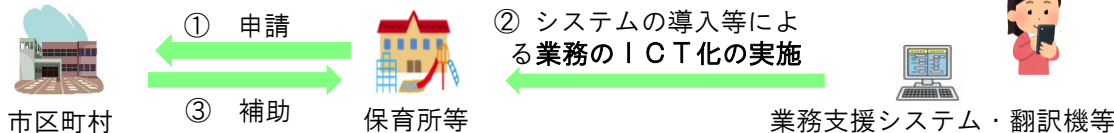
- (1) 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人の子どもとの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- (2) 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- (3) 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- (4) 都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- (5) 保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請の届出等について、自治体の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

- 【補助基準額】
- |  |   |          |              |
|--|---|----------|--------------|
| (1) 業務のICT化等を行うためのシステム導入                   | 1施設当たり 1,000千円                              | 翻訳機等の購入  | 1施設当たり 150千円 |
| (2) 認可外保育施設における機器の導入                       | 1施設当たり 200千円                                |          |              |
| (3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入 |   |          |              |
|  | ① 1自治体当たり 8,000千円                           | ② 1施設当たり | 1,000千円      |
| (4) 研修のオンライン化事業                            | 1自治体当たり 4,000千円                             |          |              |
| (5) 保育士資格取得に係るシステム改修                       | 総額99,640千円のうち令和2年度の各都道府県の受験者数の割合に応じて、それぞれ設定 |          |              |

- 【補助割合】
- (1) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4
  - (2) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4
  - (3) ①国：1/2、市区町村：1/2 ②国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4  
※(1)～(3)について、地方自治体が運営する施設(\*)を対象にする場合は、国：1/2、自治体：1/2  
\*(1)～(2)は財政力指数が1.0未満の地方自治体を対象。
  - (4) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2
  - (5) 国：1/2、都道府県：1/2

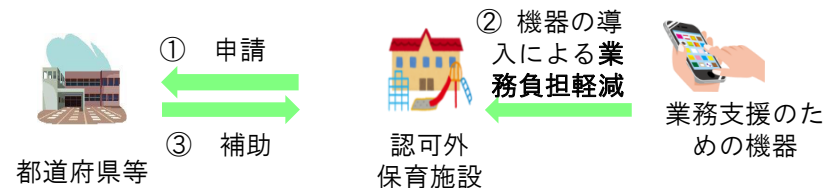
## (1) 業務のICT化等を行うためのシステム導入



### 【業務負担が軽減される例】

- 保育に関する計画・記録  
・手書きで作成していた各期間（年・月・週・日）ごとの指導計画や保育日誌について、システムにより、関連する項目が自動的に入力される。
- 登降園管理  
・手作業で行っていた子どもの出欠状況の集計や延長保育料金の計算について、タッチパネル式の機器の導入により、登園・降園時間がシステムで管理され、出欠状況の集計や延長保育料金の計算が自動的に行われる。

## (2) 認可外保育施設における機器の導入



※ 業務支援のための機器を活用することで、保育記録など保育従事者の業務負担を軽減する。





# 保育所等改修費等支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数

→ 令和4年度予算・令和3年度補正予算(※)：453億円の内数+78億円(※))

## 【趣 旨】

賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。

(※)都市部を中心に保育所等の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件等を活用して保育所等を設置するために必要な改修費等の一部を補助するため、平成20年度に創設。

- 【対象事業】 (1) 賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 (2) 小規模保育改修費等支援事業  
(3) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業 (4) 認可化移行改修費等支援事業  
(5) 家庭的保育改修等支援事業

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ※ ①緊急対策参加自治体、②待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

(1) 新設または定員拡大の場合

1施設当たり 利用(増加)定員19名以下 15,210千円 (① 20,280千円、② 23,322千円)

利用(増加)定員20名以上59名以下 27,378千円 (① 32,448千円、② 35,490千円)

利用(増加)定員60名以上 55,770千円 (① 60,840千円、② 63,882千円)

老朽化対応の場合 1施設当たり 27,378千円 (① 32,448千円)

(2) 1事業所当たり 22,308千円 (① 32,448千円、② 35,490千円)

(3) 1施設当たり 22,308千円 (① 32,448千円、② 35,490千円)

(4) 1施設当たり 32,448千円 (② 35,490千円)

(5) 保育所で行う場合 1か所当たり 22,308千円 (① 32,448千円、② 35,490千円)

保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,434千円

≪運用改善≫ 資材費等の動向を踏まえて補助基準額を改定する。

【補助割合】 (1)～(4) 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4

(5) 国：1/2、市区町村：1/2

(新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合)

(1)～(4) 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体1/4

(5) 国：2/3、市区町村：1/3

# 認可外保育施設改修費等支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算：453億円の内数)

## 【事業内容】

○認可外保育施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等の費用を補助する。

### <現行の支援対象の補助要件>

1. 職員配置は指導監督基準を満たしていること（有資格者の配置1／3以上）。
2. 設備基準については、改修費等の支援を受けることにより認可基準を満たすこと。
3. 「認可化移行計画」を策定し、
  - ① 無償化猶予期間である2024年度までの間に指導監督基準（※）適合化を図ること  
（※） 職員配置、設備基準だけではなく、職員の健康診断の実施、消防計画の策定・訓練の実施など、他の要件も満たすこと。
  - ② 当該事業による補助を受けた後、2025年度までの間に認可化移行運営費支援事業による補助を開始し、補助を受けた時点から5年以内に認可施設・事業への移行を図ることにより、段階的に認可施設・事業への移行を目指す。

## 《R4改定》

現行の補助要件に基づく支援対象に加え、以下の要件を満たした認可外保育施設を新たに支援対象とする拡充を行う。

### ▶ 要件

都道府県と市区町村との連名により、以下（1）～（3）の内容を盛り込んだ「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成した施設であること。

- （1）市区町村が把握する住民の保育等ニーズに照らし、待機児童の状況や保育時間等の地域に特徴的な保育等ニーズを満たすため、認可施設や事業の整備を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、域内の認可施設等ではまかなうことができない保育等ニーズの受け皿となることが想定される施設であると認める施設である旨
- （2）都道府県・市区町村における、指導監督基準を満たすための人的・技術的な支援や国庫補助の活用、計画期間内における市区町村との指導監督の連携について
- （3）事業実施期間

※ 本要件による補助は、幼児教育・保育の無償化経過措置が終了する令和6年9月末までに、認可外保育施設指導監督基準への適合を目指す支援計画の対象施設を支援対象とする時限的なものであることに留意（令和6年度予算まで）。

【実施主体】 都道府県、市町村

【補助基準額】 《現行の支援対象の補助要件》改修費等 1か所当たり 32,448千円、移転費等 1か所当たり 5,070千円  
《新たな支援対象の補助要件》改修費等 1か所当たり 16,224千円、移転費 1か所当たり 1,217千円

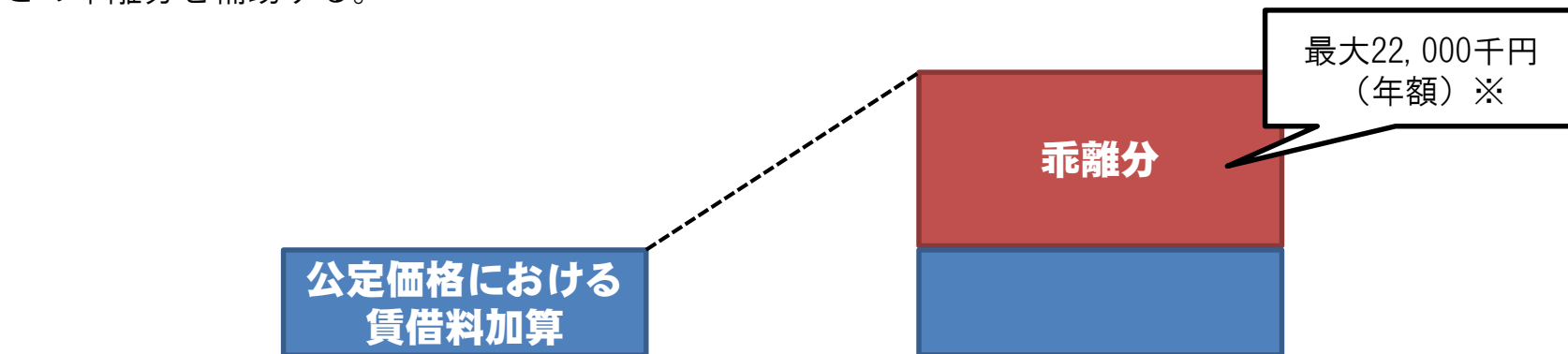
【補助割合】 国：1／2、都道府県、市町村：1／4、設置主体：1／4

# 都市部における保育所等への賃借料等支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算：453億円の内数)

## 【事業内容】

(1) 賃借料が高い都市部などにおいて、賃借料が公定価格の賃借料加算の3倍を超える保育所等について、賃借料加算との乖離分を補助する。



(2) 土地の確保が困難な都市部での保育所整備を促進するため、施設整備補助を受けずに保育所等の整備を行う法人に対し、土地借料の一部を補助する。

【実施主体】 市区町村

## 【補助基準額】

(1) 1施設当たり 22,000千円※

※ 特別区及び財政力指数が1.0を超える市区町村の場合、補助基準額の9/10

※ 待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす場合は、保育所等を開設した年度に限り、賃借料が公定価格の賃借料加算の2倍を超えるものについても、1施設当たり12,000千円を基準額として補助する。

(2) 1施設当たり 21,200千円

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

# 民有地マッチング事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算：453億円の内数)

## 【事業内容】

保育所、認定こども園の整備等を促進するため、土地等所有者と保育所、認定こども園を運営する法人等のマッチングを行い、都市部を中心とした用地不足への対応を図る。

### (1) 土地等所有者と保育所整備法人等のマッチング支援

土地等所有者と保育所整備法人等のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育所等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

### (2) 整備候補地等の確保支援

地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う。

### (3) 地域連携コーディネーターの配置支援

保育所等の設置や増設に向けた地域住民との調整など、保育所等の設置を推進するためのコーディネーターを配置する。

## 【実施主体】

都道府県、市区町村

※ ただし、(3)については、待機児童解消に向けて緊急に対応する取組を実施する市区町村に限る。

## 【補助基準額】

マッチング事業費	1自治体当たり	5,900千円
整備候補地の掘り起こし強化	1自治体当たり	4,500千円
コーディネーターの配置経費	1か所当たり	4,400千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・市区町村：1／2

# 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算：453億円の内数)

## 【事業内容】

保育の供給を増やし、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制の整備を目的として、

- ①認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設について、移行の障害となっている事由を調査・診断するほか、
  - ②指導監督基準を満たしていない認可外保育施設への指導を行い、
- 移行に向けた計画書の作成・見直し及び移行までの助言指導を行うための費用の一部を補助する。

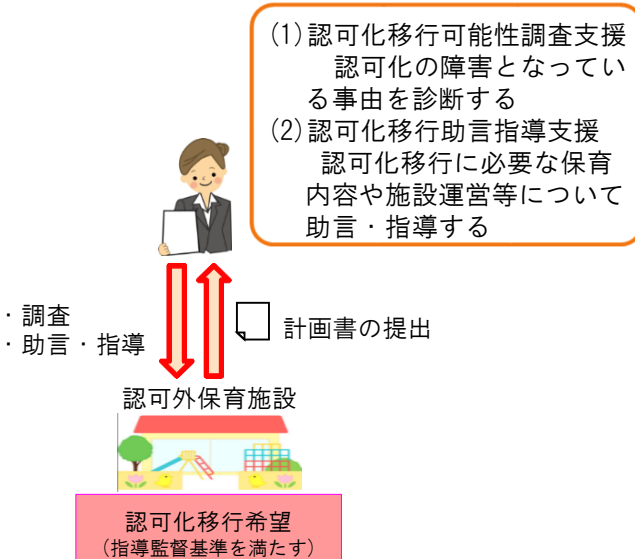
また、認可外保育施設が保育所等へ円滑に移行できるよう、現行の施設では立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合の移転等に必要な費用について支援する。

## 【実施主体】都道府県、市区町村

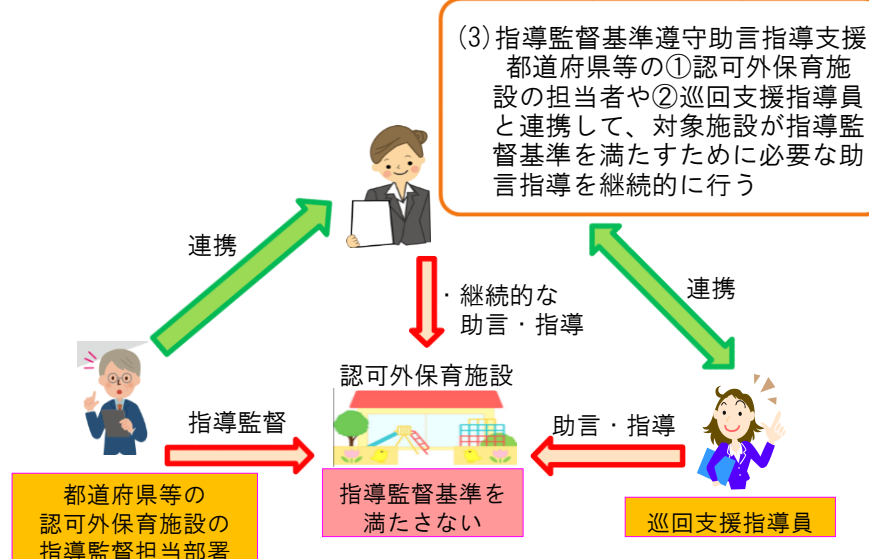
【補助基準額】	(1) 認可化移行可能性調査支援	1 施設当たり	588千円
	(2) 認可化移行助言指導支援	1 施設当たり	525千円
	(3) 指導監督基準遵守助言指導支援	1 施設当たり	787千円
	(4) 移転費等支援	1 か所当たり	移転費 1,217千円、仮設設置費 3,853千円

【補助割合】	(1)～(3)	国：1/2、都道府県・市区町村：1/2
	(4)	国：1/2、市区町村：1/2

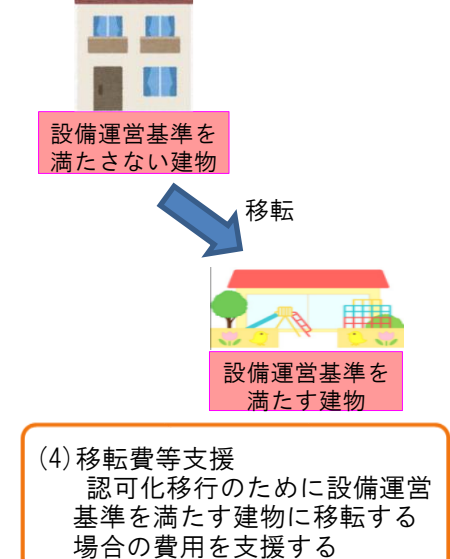
### ○指導監督基準を満たす認可外保育施設の場合



### ○指導監督基準を満たさない認可外保育施設の場合



### ○設備基準を満たさない場合



# 広域的保育所等利用事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算：453億円の内数)

## 事業内容

### 1 こども送迎センター等事業

- 市区町村が設置するこども送迎センター等から各保育所等への子どもの送迎を行うためのバス等の購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料、送迎センターの実施場所の賃借料及び子どもの送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

### 2 代替屋外遊戯場送迎事業

- 各保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎を行うためのバス等の購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料及び子どもの送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

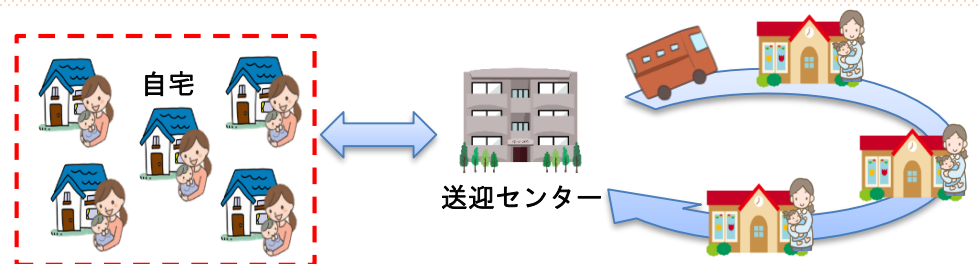
### 3 こども送迎センター設置改修事業 (H30創設)

- 既存の建物を改修してこども送迎センターを設置する場合、建物の改修に必要な経費の補助を行う。

## 実施主体・補助割合・事業実績

- 市区町村
- 国：1／2、市区町村：1／2
- <こども送迎センター等事業>
- H30：29自治体(36か所) R1：34自治体(41か所) R2：37自治体(46か所)
- <代替屋外遊戯場送迎事業>
- H30：2自治体(7か所) R1：2自治体(7か所) R2：3自治体(5か所)
- ※R1年度、R2年度はいずれも交付決定ベース

## 事業イメージ



## 補助基準額

- ・保育士雇上費 5,000千円 (加配数に応じて3,000千円を加算)
- ・運転手雇上費 5,000千円 (加配数に応じて3,000千円を加算)
- ・事業費 (損害賠償保険含む)  
10,202千円 (自宅送迎の場合 1,119千円)
- ・バス購入費 15,000千円
- ・バス借上費 7,500千円
- ・改修費 7,270千円

- 送迎センターのか所数によらず、送迎バスの台数や保育士の配置に応じて加算できる仕組みとする。
- こども送迎センター等事業を実施する委託事業者が損害保険等に加入した場合の保険料等を補助する。
- 保育所等への送迎後の空き時間を有効活用できるよう、保育所等への巡回以外の時間帯において、一時預かり事業等への巡回を可能とする。



# 認可外保育施設の衛生・安全対策事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算：453億円の内数)

## 1. 事業の目的・内容

認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を実施することにより、認可外保育施設における衛生・安全対策を図り、もって子どもの福祉の向上を図る。

## 2. 実施主体及び実施要件

○実施主体：市区町村又は市区町村が適切と認めた者

○対象者：認可外保育施設に勤務する保育従事者及び調理担当職員

○実施要件

①感染症罹患の有無を発見するため、市区町村が受診の必要を認める検査項目について健康診断を行うこと

②感染症等に係る健診については、既存の健診制度を活用するなどして柔軟に実施すること

## 3. 補助基準額等

○補助基準額：1市区町村当たり年額 354千円

○補助割合：国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3（国：1/3、指定都市・中核市：2/3）

# 保育環境改善等事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数

→ 令和4年度予算・令和3年度補正予算(※)：453億円の内数+2.0億円(※))

【趣 旨】 保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業(体調不良児対応型)を実施するために必要な設備の整備等に必要なる費用の一部について支援する。

【実施主体】 市区町村、保育所等を経営する者

## 【対象事業】

### 1. 基本改善事業(改修等)

#### ①保育所等設置促進等事業(☆)

保育需要が高い地域において、保育所等を設置するため、既存施設の改修等を行う事業

#### ②病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業(☆)

病児保育事業(体調不良児対応型)の実施に必要な改修等を行う事業

### 2. 環境改善事業(設備整備等)

#### ①障害児受入促進事業(☆)

既存の保育所等において、障害児や医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等を行う事業

#### ②分園推進事業(☆)

保育所分園の設置を推進するため、保育所分園に必要な設備の整備等を行う事業

#### ③熱中症対策事業(★)

熱中症対策として、保育所等に冷房設備を設置するための改修等を行う事業

#### ④安全対策事業(★)

安全対策として、睡眠中の事故防止対策に必要な機器の備品の購入等を行う事業

#### ⑤病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業(☆)

病児保育事業(体調不良児対応型)を実施するために必要な設備の整備等を行う事業

#### ⑥緊急一時預かり推進事業(☆)

緊急一時預かりを実施するために必要な設備の整備等を行う事業(☆)

#### ⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業(☆)

放課後児童クラブを行う場所において、放課後児童クラブを開所していない時間帯に一時預かり事業を実施するために必要な設備の整備等を行う事業

#### ⑧感染症対策のための改修整備等事業(★)《新規》【令和4年度予算、令和3年度補正予算】

新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として必要な改修や設備の整備等を行う事業

#### ⑨保育環境向上等事業(★)《新規》【令和4年度予算】

保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品や、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等を行う事業

## 《運用改善》

1施設1回限りとされている要件を緩和

制限無し：(☆)の事業

10年間の経過期間を設けた上で制限を撤廃：(★)の事業

【補助基準額】	1. 基本改善事業	1施設当たり	7,200千円
	2. 環境改善事業(①~③、⑤、⑧、⑨)	1施設当たり	1,029千円
	(④)	1施設当たり	500千円以内
	(⑥、⑦)	1施設当たり	32,448千円

【補助割合】 2④の事業 国:1/2、都道府県・市区町村:1/4、事業者:1/4 2⑥⑦の事業 国:1/2、市区町村:1/2  
それ以外の事業 国:1/3、都道府県:1/3、市区町村:1/3 又は 国:1/3、指定都市・中核市:2/3

# 保育所等における新型コロナウイルス感染症対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策支援事業)

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度補正予算：113億円)

## 【概要】

保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費等）のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等の経費について補助を行う。

【実施主体】都道府県又は市区町村（以下「市区町村等」という。）、市区町村等が認めた者

【事業内容】①職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講）



（「かかり増し経費」の具体的な内容）

- 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、**通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など**、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金  
※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。
- 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援  
※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど

②マスク・消毒液等の衛生用品や感染防止用の物品購入等

【対象施設等】保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設



【補助基準額】①及び②の合計 1施設当たり

- |                           |         |
|---------------------------|---------|
| (1) 定員※ 19人以下             | 300千円以内 |
| (2) 定員※ 20人以上59人以下        | 400千円以内 |
| (3) 定員※ 60人以上             | 500千円以内 |
| (4) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業 | 300千円以内 |

※ 認可の居宅訪問型保育事業は定員ではなく、月初日における利用児童数

【補助割合】国：1／2、市区町村等：1／2

# 家庭支援推進保育事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算：453億円の内数)

## 事業内容

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等に配慮が必要な家庭や、外国人子育て家庭について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要な家庭における子どもを多数（40%以上）受け入れている保育所に対して加配を行う。

## 実施主体・補助基準額・補助割合

実施主体：市区町村

補助基準額：1か所当たり 3,859千円

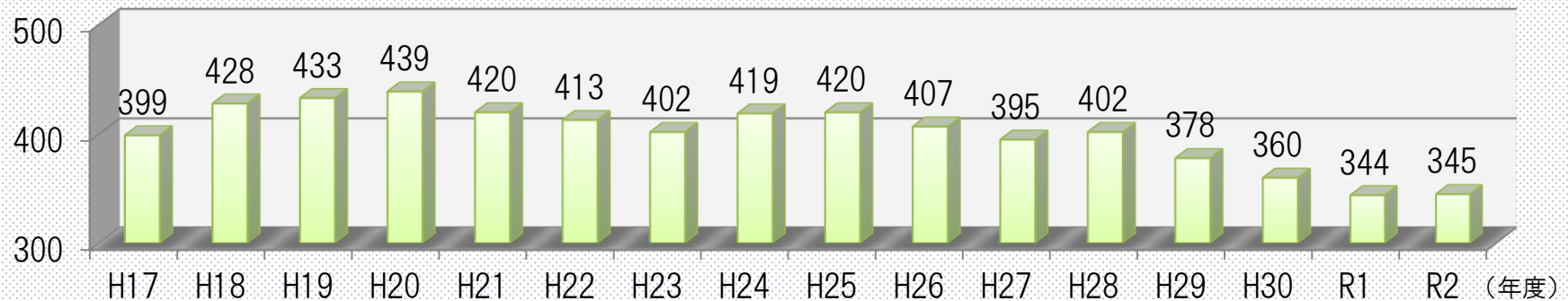
(外国人子育て家庭の児童が占める割合が特に高い（20%以上）場合）

1か所当たり 7,718千円

補助割合：国：1/2、市区町村：1/2

## 事業実績

(か所数)



※R1、R2は交付決定ベース

# 保育所等における要支援児童等対応推進事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算：453億円の内数)

## 1. 事業目的

保育所等（保育所、認定こども園又は小規模保育事業所）において、保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員の配置を促進し、保育所等における要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者等）の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図る。

## 2. 事業内容

### (1) 地域連携推進員の配置

保育所等に、要支援児童等への適切な支援を図るための「地域連携推進員」を配置する。

### (2) 地域連携推進員の業務

- ① 保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援
- ② 市町村や関係機関と連携し、子どもの状況の把握・共有及び地域の専門機関や専門職等との関係性の構築、個別ケース検討会議に参加し、情報の提供及び共有
- ③ 他の保育所等への巡回支援などの実施
- ④ 運営の円滑化のため、地域の子育て支援や虐待予防の取組等に資する地域活動への参加等の実施

### (3) 地域連携推進員の要件

地域連携推進員は、保育士、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者、保健師、看護師、その他本事業を適切に実施できる者が担うものとする。

## 3. 実施主体

児童福祉法第25条の2に基づく、要保護児童対策地域協議会を設置し、構成する関係機関等に保育所等の関係者が参加している市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県（以下「市町村等」という。）又は市町村等が認めた者

※市町村等が認めた者へ委託等を行うことも可

## 4. 補助基準額・補助割合・事業実績

○1か所当たり：4,567千円

○国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4  
※都道府県が実施する場合は国：1/2、都道府県：1/2

○R2：3自治体（交付決定ベース）

## 6. 事業のイメージ



# 3歳児受入れ等連携支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算：453億円の内数)

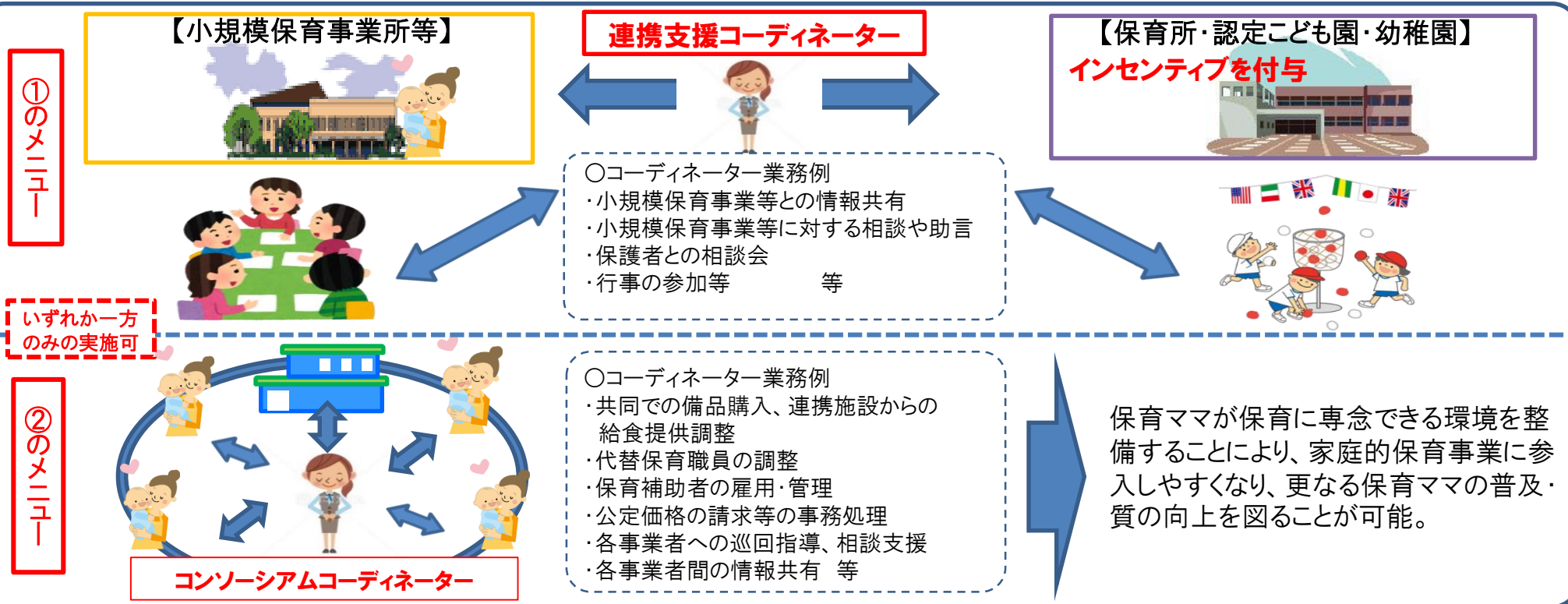
## 【事業内容】

- ① 小規模保育事業等との連携を積極的に行う保育所等（公立保育所を含む）に対して、小規模保育事業等への相談・助言や、受入れ保育所等において利用乳幼児に集団保育を体験させるための行事の参加等を行う場合の調整を担う「連携支援コーディネーター」の配置や事務諸経費等に必要な費用を支援する。
- ② 複数の家庭的保育事業者及び連携施設がコンソーシアム（共同事業体）を形成し、情報・ノウハウの共有や、保育環境の整備（共同での備品購入、給食提供、代替保育の連携等）、経営の効率化（経理面での共同管理等）等を共同で行う場合に「コンソーシアムコーディネーター」を配置するために必要な費用を支援する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ① 1か所当たり年額 4,549千円  
② 1自治体当たり年額 4,183千円（コーディネーターを2人以上配置する場合は、8,183千円）

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/2





# 保育利用支援事業（入園予約制）

（保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算：453億円の内数）

## 【事業内容】

保育所の入園のために育児休業期間を切り上げている保護者がいる現状に鑑み、育児休業終了後の入園予約の仕組みを設け、職場復帰に向けた保育所入園時期に関する保護者の不安を解消するため、以下の支援を行う。

### ①「代替保育利用支援」

育児休業終了後から保育所等に入園する翌4月までの間、利用した代替保育（一時預かり事業等）に係る利用料を支援。

### ②「予約制導入に係る体制整備」

入園予約制を導入した保育所等に対し、子どもが入園するまでの間、保護者への相談対応や自治体との連絡調整等を行う職員の配置に必要な費用を支援。

【実施主体】 市区町村

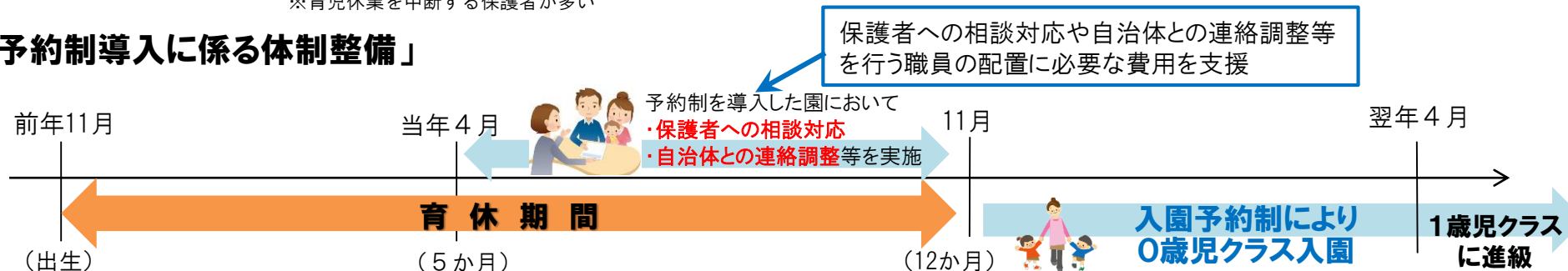
【補助基準額】 ①「代替保育利用支援」 子ども1人当たり 20千円（月額）  
②「予約制導入に係る体制整備」 施設1か所当たり 2,406千円（年額）

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/2

## ①「代替保育利用支援」



## ②「予約制導入に係る体制整備」



# 医療的ケア児保育支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算：453億円の内数)

## 事業内容

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

## 補助基準額<拡充>

- 基本分単価
  - ① 看護師等の配置 1施設当たり 5,290千円  
(2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合、5,290千円を加算) <<拡充>>
- 加算分単価
  - ② 研修の受講支援 1施設当たり 300千円
  - ③ 補助者の配置 1施設当たり 2,170千円
  - ④ 医療的ケア保育支援者の配置 1市区町村当たり 2,170千円  
(喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算)
  - ⑤ ガイドラインの策定 1市区町村当たり 560千円
  - ⑥ 検討会の設置 1市区町村当たり 360千円

## 実施主体・補助割合<拡充>・事業実績

- 実施主体 都道府県、市区町村
- 補助率
  - 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2
  - 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4
- ※医療的ケア児の受入体制に関する以下の要件を満たす整備計画書を策定する自治体については補助率を嵩上げ <<拡充>>
  - ・3年後の医療的ケア児の保育ニーズ（見込み）に対して、受入予定の医療的ケア児人数（見込み）が上回ること。
    - 国：2/3、都道府県・指定都市・中核市：1/3
    - 国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6
- 事業実施
  - R2（公募ベース）：109か所（171か所）

## 事業イメージ

### <管内保育所等>

看護師等の配置や医療的ケア児保育支援者の支援を受けながら、**保育士の研修受講等**を行い、医療的ケア児を受入れ。



保育所



保育所（医療的ケア児受入施設）



看護師等の配置

### <基幹施設>

モデル事業を実施してノウハウを蓄積した施設等が、市町村内の基幹施設として、**管内保育所の医療的ケアに関する支援**を行うとともに、**医療的要因や障害の程度が高い児童の対応**を行う。



医療的ケア児保育支援者

助言・支援等

体制整備等

### <自治体>

検討会の設置



ガイドラインの策定



検討会の設置やガイドラインの策定により、医療的ケア児の受入れについての検討や関係機関との連絡体制の構築、施設や保護者との調整等の体制整備を実施。

# 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算：453億円の内数)

## 【事業内容】

保育所や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育所職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 ①研修事業：1回当たり 353千円  
②巡回支援指導事業：指導員1人当たり 4,062千円

【補助割合】 ①国：1/2、都道府県・市区町村：1/2  
②国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

## 質の確保・向上のための研修事業



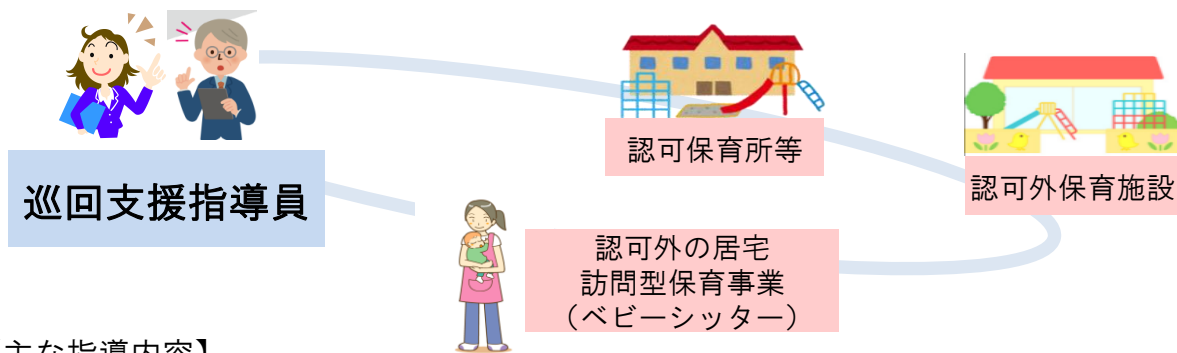
### 【研修対象者】

保育所等に勤務する保育士等や保育士以外の職員、巡回支援指導員等

### 【研修内容】

- ・ 保育所等が遵守・留意すべき内容
- ・ 保育中の事故防止、事故発生時の対応
- ・ 園外活動等における安全対策等

## 質の確保・向上のための巡回支援指導事業



### 【主な指導内容】

- ・ 重大事故が発生しやすい場面、事故防止の取組、事故発生時の対応に関する助言・指導
- ・ 保育所等が遵守・留意すべき内容や利用料の便乗値上げの注意喚起
- ・ 指導監査・立入調査の事前準備などの実施補助や、監査後のアフターフォロー
- ・ 園外活動等における安全対策の実地指導

# 放課後居場所緊急対策事業

保育対策総合支援事業費補助金  
453億円の内数

- 放課後児童クラブの利用申込みをしたにもかかわらず利用できない、主として4年生以上の高学年児童の受け皿や多様な居場所を確保する観点から、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上いる市町村において、児童館・公民館、塾・スポーツクラブ等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守りを行い、放課後の子どもの居場所を提供する事業を実施する。

## 1. 事業の趣旨・内容

- 放課後児童クラブにおいて待機児童が発生している中、主として4年生以上の高学年児童の受け皿や多様な居場所を確保するため、待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上いる市町村において、児童館等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守りによる放課後の子どもの居場所の提供や、民間企業等が行う塾・スポーツクラブなどの活動の前後の時間帯等に子どもの居場所を提供する事業を実施する。

## 2. 実施主体

市町村（特別区を含む。）  
※適切と認めた者に委託可

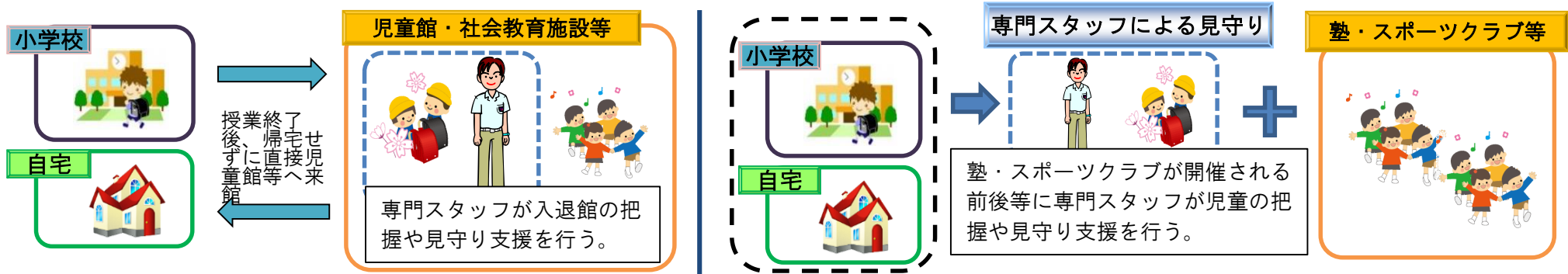
## 3. 補助率

国 1 / 3、都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3

## 4. 補助単価

①運営費：1,042千円      ②環境整備のための設備費等：500千円

## 5. 事業イメージ



# 小規模多機能・放課後児童支援事業

保育対策総合支援事業費補助金  
453億円の内数

- 地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を確保するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などを組み合わせた多機能の放課後児童支援を行う事業を実施する。

## 1. 事業の趣旨・内容

- 保育所、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業所など地域子ども・子育て会議が決定する事業と一体的に小規模な放課後児童預かり事業（預かり児童10人程度）を実施する場合には、職員1名分の人件費及び事務諸費等を支援する。
- 保育所などの事業と小規模な放課後児童預かり事業とは連携・協力関係のもとに安全を確保できる体制を構築し、児童の相互交流、職員の共同研修、子育て支援に関する情報交換などを定期的実施。

## 2. 実施主体

市町村（特別区を含む。）  
※適切と認めた者に委託可

## 3. 補助率

国 1 / 3、都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3

## 4. 補助単価

- ①運営費：1,042千円（市町村が独自に実施する子育て支援事業及び乳幼児の預かり事業を実施した場合 2,242千円）
- ②放課後児童支援員を配置した場合の加算：697千円
- ③環境整備のための設備費等：2,000千円

## 5. 事業イメージ





# 待機児童対策協議会参加自治体への支援施策

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算：453億円の内数)

待機児童対策協議会において、①待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組の達成状況を評価するための地域の実情に応じた評価指標（KPI）を設定し、②見える化をすることで、より強力に待機児童対策に取り組む自治体を支援する。

## 1. 受け皿整備等



### (1) 保育所等改修費等支援事業（市区町村）〈前掲〉

賃貸物件等による保育所等を設置するための改修費等の補助基準額の嵩上げ

※ 補助基準額

賃貸物件による保育所改修費等支援事業(20名以上59名以下の場合)  
35,490千円(通常27,378千円)

### (2) 都市部における保育所等への賃借料支援事業（市区町村）〈前掲〉

新設の場合に限り、建物借料と公定価格の賃借料加算の乖離が2倍を超えた場合についても補助(通常は3倍)

※ 補助基準額 12,000千円(通常22,000千円)

### (3) 待機児童対策協議会推進事業（都道府県）

保育所等の広域利用調整や公有地等の保育所等設置に係る調整や市区町村をまたぐ保育対策関係事業の取組状況の横展開を担う職員を配置

※ 補助基準額 2,735千円

※ 補助割合 国：1/2、都道府県：1/2

## 2. 保育人材の確保



### (1) 潜在保育士の再就職支援（都道府県、指定都市、中核市）〈前掲〉

保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士の把握や保育人材の掘り起こしを担う職員(保育士再就職支援コーディネーター)を追加配置

※ 補助基準加算額 4,000千円

### (2) 保育人材等就職・交流支援事業（市区町村）〈前掲〉

市区町村において、保育人材の掘り起こしを担う職員(就職支援コーディネーター)を追加配置

※ 補助基準加算額 4,000千円

## 3. 地方自治体からの提案型事業



### ○新たな待機児童対策提案型事業（都道府県、市区町村）

待機児童対策協議会に参加する自治体を実施する、待機児童解消に向けた先駆的な取組を支援

※ 補助基準額 厚生労働大臣が認めた額(上限10,000千円の定額補助)

※ 補助割合 国：10/10

## KPI項目・指標及び見える化

設定及び見える化するKPI項目・指標は、待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組であって、地域の実情に応じた達成状況の見える化に適したものとする。

### 「1. 受け皿整備等」に関するKPI(例)

- ✓ 待機児童数(対前年度減)(市区町村)
- ✓ 認可保育所等に移行した認可外保育施設数(市区町村)
- ✓ 広域利用に係る協定の締結を目指す各市区町村の施設ごとの市境を越えた受け入れ児童数(都道府県、市区町村)

### 「2. 保育人材の確保」に関するKPI(例)

- ✓ 保育士養成校の卒業生の保育所等への就職件数の増加数(都道府県)
- ✓ 潜在保育士の「保育士・保育所支援センター」への新規届出件数(都道府県)
- ✓ 「保育士・保育所支援センター」への求人登録の件数(都道府県)
- ✓ 保育士の平均勤続年数(都道府県、市区町村)

